

日本の労働力需給ギャップと外国人労働者問題

後藤 純一

(神戸大学教授)

少子高齢化に伴って予想される深刻な労働力需給ギャップを回避するために外国人労働者を受け入れるべしという議論がさかんである。総量としての労働力需給ギャップのみでなく、介護など個別の分野での労働力需給ギャップが特に懸念されるので、そのギャップを外国人労働者で埋めようというわけである。しかし、労働力需給ギャップへの対応策は外国人労働者受入れに限定されるものではない。そこで本稿では労働力需給ギャップへの対応策としてよくあげられる「外国人労働者の活用」と「国内女性の活用」とを取り上げ、簡単な経済学的モデルを用いて両者のメリット・デメリットについてやや厳密な分析を試みる。主要な分析結果は、女性雇用の増加がわが国の経済的厚生を確実に上昇させるのに対し、外国人雇用の増加は複合的なインパクトをもたらすため経済的厚生がどうなるかは一概に言えない（現実的なパラメータのもとではおそらくマイナスとなる）ということである。つまり、治安など社会的側面を別にして純粋に経済的厚生の観点からみても、外国人労働者の受入れよりも国内女性の活用のほうが望ましいわけである。続いて、女性労働の活用（女性の職場進出）のためには何が必要かを検討し、女性が出産育児などのため退職を余儀なくされることがないようにするとともに、いったん退職した女性も低賃金のパートだけではなくメインストリーム（本流）に復帰できるようなシステム、いわば「再チャレンジを許容する経済社会」の実現が重要であるという結論を得た。

目次

- I 序
- II 労働力需給ギャップと外国人労働者——高齢化と介護
- III 労働力需給ギャップへの対応——外国人雇用と女性雇用
- IV 女性労働力活用の阻害要因
- V 結語

I 序

近年の少子化傾向に歯止めがかかる様子はなく、わが国人口は急速に高齢化することが予想されている。特に今後20年間における年齢構成の変化は著しく、2020年までに生産年齢人口は1000万

人以上減少するものと見込まれ、厳しい人手不足時代が到来すると言われている。全体的な労働力需給だけでなく、介護など特定の分野ではより深刻な需給ギャップに見舞われると言われている。こうしたなかで、日本人の働き手が減るから積極的に（いわゆる単純労働者をも含めた）外国人労働者の受入れを進めるべしといった意見も声高に主張されるようになってきている。

しかし、生産年齢人口が減ったとしてもこれが即人手不足につながるわけではない。将来の労働力需給がどうなるかは、労働力供給量のみならず労働力需要量によっても規定されるのはいうまでもない。生産性向上によって労働力需要量を減少させることができれば、仮に労働力供給量が減ったとしても人手不足になるとは限らない。さらに、

労働力供給量は生産年齢人口のみに規定されるのではない。つまり、生産年齢人口が減少しても労働力率が上がれば、労働力人口の減少につながらない場合もありうる。労働力率を上昇させるためにもっとも有望なのは女性の活用であろう。

そこで、本稿では、将来の人手不足への対処策としてよく指摘される外国人雇用と女性雇用のメリット・デメリットについて経済モデルを用いてやや厳密な分析を行い、日本の労働力需給ギャップ問題を考えてみたい。Ⅲの理論的分析で明らかになるように、女性雇用の増加はわが国の経済的厚生を確実に上昇させるのに対し、外国人雇用はプラスとマイナスの複合的インパクトを与えるため経済的厚生がどうなるかは一概に言えない。したがって、少なくとも純粋な経済的厚生の観点から見れば、将来の労働力需給ギャップへの対応策としては、外国人労働者の受入れ増加よりも女性労働のいっそうの活用のほうが望ましいという結論が得られるわけである。Ⅳでは、将来の労働力需給ギャップ緩和のために有望視される女性の職場進出のため何が必要であるかについて若干の考察を行うこととする。

Ⅱ 労働力需給ギャップと外国人労働者 ——高齢化と介護

まず、わが国の外国人労働者受入れ問題にどう対処すべきかという政策的な問題を考えてみよう。教授、IT技術者など専門的技術的労働者については従来から積極的に受け入れるべしというコンセンサスができてきているように見える。したがって、以下では主として非熟練労働者（いわゆる単純労働者）の受入れ問題を中心に議論を進めていく。わが国では、出生率の低下傾向が顕著となり少子高齢化問題が危機感を持って議論されるようになるにつれて、今後働き手たる生産年齢人口が急減していくなかで深刻な人手不足の到来を危惧し、現在は禁止されているいわゆる単純労働的外国人労働者の受入れを解禁せよとの議論が盛んである。日本人の働き手が減るから外国人労働者の受入れによって数合わせをすべしとする議論は一見もっともに見えるかもしれない。こうした外国人労働

者受入れ論は、最近 FTA 締結交渉においてフィリピンやタイが看護師や介護労働者の受入れを要求するなどの外圧によって、さらに世間の注目を集めるようになってきている。しかし、今後約 20 年間に予想される 1200 万人程度の生産年齢人口減少に移民受入れや出生率の変化などの人口政策によって対応するのは、およそ無理である（この点についての詳しい議論は後藤（2001）を参照）。

そうした数合わせのための人口政策よりも、むしろ女性労働力の活用などの労働政策での対応が有望だと考えられる。まず、生産年齢人口が減少しても、これが即人手不足につながるとは限らないということに留意する必要がある。言うまでもなく、将来の労働力需給バランスがどうなるかは、単に生産年齢人口の推移だけでなく、「将来の日本経済においてどれだけの労働力が必要になるか」という需要側の要因と「ある数の生産年齢人口のうち実際に働きに出る者（労働力人口）はどれだけか」という供給側の要因とに大きく影響されるのである。つまり、日本経済が労働力節約型に構造変化したり、女性の職場進出などによって労働力率が上昇したりすれば、必ずしも人手不足に見舞われるとは限らないわけである。最近では、生産性上昇や女性・高齢者の活用などを促進すれば、総量的には労働力不足に陥ることはなく、数合わせの議論を超えて、日本経済社会のダイナミズムを維持するために多様な外国人受入れが重要であるといった考え方が優勢になりつつある。

急速な高齢化のなかで人手不足を回避するのに必要なことは、言うまでもなく労働生産性の上昇である。仮に将来労働者数が減ったとしても、これを補うかたちで労働生産性が上昇していけば、同レベルの生産活動を維持でき困らないからである。すでに述べたように、日本の生産年齢人口は今後約 20 年の間に 1200 万人減少、つまり年率 0.7% で減少していくと予想される。これに対しわが国の労働生産性は、最近の平成不況という異常事態を別にすれば、諸外国よりかなり高い投資活動に支えられて、年率約 3% で上昇してきており、これは予想される生産年齢人口の減少率を大きく上回るものである。したがって、今後もこの生産性上昇率が維持できるとすれば、経済成長率

をほんの少し減速させるだけで人手不足を回避することができることになる。

さらに、生産性向上以外にも、高齢化に伴う人手不足を回避する道は多い。表1は女性の職場進出など五つの方策の効果についての簡単な試算結果である。紙面の関係から具体的な試算方法の説明は省略し、表では結果だけを示してある（詳細については、後藤（1993）参照）。この試算によると、労働力創出・節約効果は、標準ケースで1009万人、高速調整ケースでは1666万人と推定され、将来予想される生産年齢人口減少分（1200万人）に見合うものとなっている。さらに、労働力創出・節約策はこれら五つに限定されるわけではなく、例えば、高齢者や心身障害者の活用、流通業の効率化など多くのものが考えられよう。

このように積極的かつ有効な労働政策が実施されれば、生産年齢人口が減少したとしても労働力需給バランスは総量的には心配しなくてもよさそうである。したがって、残る問題は部門ごとの需給バランス、たとえば看護師・介護士、建設作業員など特定の部門や職種における労働力需給ギャップである。こうした労働力需給バランスの部門間不均衡を解消していくためには、現在日本人が集まらない3K職種における労働条件の改善や労働市場の流動化などが重要なものとなってくる。特

表1 諸要因による労働力創出・節約効果

(単位：万人)

要因	標準ケース	高速調整ケース
女性の職場進出	379	783
農業の効率化	223	325
輸入自由化	153	304
輸出ドライブ自制	96	96
海外直接投資	158	158
計	1,009	1,666

注：2000年から2020年にかけて減少する生産年齢人口は1193万人。
出所：後藤純一（1993）。

に、介護の問題については、人口高齢化の中で要介護者数は今後25年間に倍増することが予想されており、必要とされる介護労働者の数も現在の64万人から、2010年には91万人、2025年には123万人になるものと予想されている（表2・表3参照）。

そこで、以下では、介護労働力などの需給ギャップに外国人労働者の受入れで対応する場合と女性労働力の活用によって対応する場合とで受入れ国（日本）の経済的厚生に対するインパクトがどのように異なるかを簡単なモデルを用いてやや厳密に検討してみよう。

表2 わが国の介護労働者数

(単位：人)

介護保険施設の利用者数・常勤換算従事者数		平成13年10月		
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
在所有者数	309,740	223,895	109,329	642,964
従事者数	174,875	148,753	96,872	420,500
1人あたり	1.77	1.51	1.13	1.53

加えて、 居宅サービス事業所常勤換算従業者数 219,535
 介護労働者総数 420,500+219,535=約64万人

出所：厚生労働省「平成13年介護サービス施設・事業所調査」。

表3 将来必要と予想される介護労働者数

	要介護者数	指数 (2000年=100)	必要介護労働者数	現在との差
1993	1,000,000	71.4		
2000	1,400,000	100.0	640,035	
2010	2,000,000	142.9	914,336	274,301
2025	2,700,000	192.9	1,234,353	594,318

出所：筆者による推計（詳しくは本文参照）。

Ⅲ 労働力需給ギャップへの対応

——外国人雇用と女性雇用

1 モデルの概要

本稿での分析に用いられる厳密な経済モデルは、わが国における外国人労働者問題の現状をよりよく捉えるため、従来の国際的生産要素移動理論とはやや異なる三つの特徴（可変的生産要素価格、非貿易財、貿易制限）を持っている（詳しくは Goto (1998) を参照）。

本稿のモデルでは、消費者は次の効用関数で特徴づけられる。

$$(1) \quad U = C_1^a C_2^b C_3^\gamma, \quad a + b + \gamma = 1$$

ここで、 C_1 、 C_2 、 C_3 は、輸出可能財（財 1）、輸入可能財（財 2）、非貿易財（財 3）の消費量を表しており、 U は社会的効用のレベルである。消費者は、(2) の予算制約に従い、(1) の効用関数を最大化するように行動するものとする。

$$(2) \quad P_1 C_1 + (1+t) C_2 + P_3 C_3 = Y$$

ここで、 P_1 は輸出可能財の価格を、 P_3 は非貿易財の価格を表しており、 Y は国民所得である。輸入可能財の国際価格は 1 にセットされており、 t は貿易制限による輸入可能財の国内価格のマークアップ率を表している。モデルが非常に複雑になるのを避けるため、貿易財の国際価格は所与のものとして仮定する。つまり、いわゆる「小国の仮定」をおくわけである。上記の効用最大化問題を解くことにより、3 財それぞれについての需要関数を得ることができる。

$$(3) \quad C_1 = a Y / P_1$$

$$(4) \quad C_2 = \beta Y / (1+t)$$

$$(5) \quad C_3 = \gamma Y / P_3$$

一方、三つの財の生産は次のコブ・ダグラス型の生産関数によって特徴づけられる。

$$(6) \quad Q_1 = K_1^a l_1^{1-a}$$

$$(7) \quad Q_2 = K_2^b l_2^{1-b}$$

$$(8) \quad Q_3 = K_3^c l_3^{1-c}$$

ここで、 Q_i 、 l_i 、 K_i は、 i 財生産部門における生産量、労働投入量、資本投入量を表している。ここで、 K_i はモデルにとっての外生変数、つまり上に述べたように、各生産部門における資本はそこに固定されており、外国人労働者の受入れによって変化しないと仮定されていることに注意されたい。また、モデルでは、 $a > b > c$ を仮定する。つまり、この国は、自動車などの資本集約財を輸出して、繊維衣服製品などの労働集約財を輸入しており、サービス業などの非貿易財は最も労働集約的であると仮定するわけである。わが国の現状では、 $a = 0.4242$ 、 $b = 0.3785$ 、 $c = 0.2234$ であるものと推定される（算出根拠については Goto (1998) を参照されたい）。

式(6)から(8)の生産関数を前提として、 i 財生産部門の生産者は次の利潤関数を最大化するように行動する。

$$(9) \quad \pi_i = P_i Q_i - (r_i K_i + w l_i)$$

ここで、 π_i は利潤を、 r_i は資本の利子率を、 w は賃金率を表している。この利潤最大化問題を解くことにより、次のような均衡条件が得られる。

$$(10) \quad a K_1^{a-1} l_1^{1-a} P_1 = r_1$$

$$(11) \quad (1-a) K_1^a l_1^{-a} P_1 = w$$

$$(12) \quad b K_2^{b-1} l_2^{1-b} (1+t) = r_1$$

$$(13) \quad (1-b) K_2^b l_2^{-b} (1+t) = w$$

$$(14) \quad c K_3^{c-1} l_3^{1-c} P_3 = r_3$$

$$(15) \quad (1-c) K_3^c l_3^{-c} P_3 = w$$

式(10)から(15)は、均衡状態においては、生産要素の価格はその限界価値生産性に等しいということの意味している。

モデルでは国内労働者の数は一定、つまり賃金と余暇のトレードオフはないものと仮定する。したがって、均衡状態においては、三つの生産部門の労働投入量の合計は国内労働者の数 (L) と受け入れた外国人労働者の数 (L_f) の和に等しくなり、式(16)の関係が成立する。

$$(16) \quad l_1 + l_2 + l_3 = L + L_f$$

非貿易財については、輸出や輸入はないから、式(17)のように国内消費量と国内生産量とが等し

くなる。

$$(17) \quad C_3 = Q_3$$

モデルにおいては輸入品に課せられた関税は一括払いのかたちで消費者に還元されるものと仮定されており、また、均衡状態においては利潤は存在しないから、国民所得（GDPではなくGNPであり、したがって、受け入れた外国人労働者に支払われる賃金は含まない）は、式(18)のように国内生産要素に対する支払いと消費者に還元される関税収入とによって構成される。

$$(18) \quad r_1K_1 + r_2K_2 + r_3K_3 + wL + t(C_2 - Q_2) = Y$$

式の代入により(18)は(19)のように変形することができる。

$$(19) \quad P_1Q_1 + (1+t)Q_2 + P_3Q_3 - wL_f + t(C_2 - Q_2) = Y$$

2 外国人労働者受入れ・女性労働の活用の厚生効果

以上でモデルは完結し、したがって、外国人労働者受入れや女性労働の活用の経済的效果に関する数量的分析をするためには、パラメータの値を特定しシミュレーションを行うのもひとつの方法である。しかし、本稿ではその経済的メカニズムを知るため若干の理論的分析を行う。受入れ国の厚生水準に対する効果を分析するにあたって、まず、式(1)の効用関数は、式(3), (4), (5)を代入することによって式(20)のように変形できることに注目されたい。

$$(20) \quad U = (a/P_1) (\beta/(1+t))^\gamma Y/P_3$$

式(20)の両辺の自然対数を取り、これを L_f で微分することによって式(21)を得ることができる。

$$(21) \quad (\ln U)' = (\ln Y)' - \gamma (\ln P_3)'$$

ある変数にダッシュ（'）をつけたものは、この変数を L_f で微分したものを表している。以下でも同様な簡略表記を用いることにする。式(21)から次の式(22)を得ることができる。

$$(22) \quad (\ln U)' = Y'/Y - \gamma P_3'/P_3$$

ここで、式(22)は、外国人労働者の受入れが受入れ国の厚生に及ぼす効果は、受入れ国の国民所得の変化に基づく効果と受入れ国における非貿易財の価格の変化に基づく効果とに分解できるということを表しているのに留意されたい。

式(22)に均衡条件式を代入してやや複雑な変形を繰り返すことによって、基本方程式(23)を得ることができるが、これは、外国人労働者受入れの効果が四つの要素に分解できることを表している。

$$(23) \quad (\ln U)' Y = B(-L_f w') \cdots \cdots \text{効果1} \\ + B(-tQ_2') \cdots \cdots \text{効果2} \\ + B(Q_3 P_3') \cdots \cdots \text{効果3} \\ - (C_3 P_3') \cdots \cdots \text{効果4}$$

ここで $B(1+t)/(1+t-\beta t)$ 、 $B > 0$ に注意。

なお、最初の三つの効果は所得の変化を通じての効果である。

(i) 外国人労働者受入れの効果1：賃金低下効果（プラス）

w' が負であることを厳密に証明することができるから、効果1は受入れ国に対するプラスの効果である。外国人労働者の受入れは、外国人労働者に支払う賃金率の低下を通じて受入れ国の厚生にプラスの効果を与えるわけである。この外国人労働者をより安く雇うことができることに基づくプラスの効果は、労働経済学者によってしばしば指摘されていたにもかかわらず、 2×2 モデルに基づく従来の国際的生産要素移動理論によっては無視されていた。さらに、このプラスの賃金低下効果の程度は、他の事情が一定であれば、外国人労働者の受入れが大規模になればなるほど大きくなるということに注目されたい。

(ii) 外国人労働者受入れの効果2：貿易制限効果（宇沢効果）（マイナス）

Q_2' が正、つまり、外国人労働者の受入れによって国内での労働集約財の生産が増加するということ厳密に証明することができるから、効果2は受入れ国の厚生にとってのマイナスの影響を表している。この効果は、輸入制限の存在に起因しており、Uzawa (1969) によって指摘され、

Brecher and Diaz-Alejandro (1977) によって厳密に分析されたものである。この効果2のメカニズムを直観的なかたちで述べれば次のようになる。つまり、輸入可能財の国際価格は1にセットしてあっても、その国内価格は貿易制限によってこれより高い $(1+t)$ であり、したがってこの場合には受け入れた外国人労働者のみかけの限界価値生産性は $(1+t) dQ_2/dL_2$ であって、国際価格で評価した(真の)限界価値生産性 dQ_2/dL_2 よりも大きくなっている。外国人労働者に対して支払われる賃金は(国内での賃金差別が存在しないことが仮定されているので)国内価格で評価された労働の限界価値生産性に等しくなるため、いってみれば外国人労働者に対する tQ_2' の超過支払いとなり、この超過支払いが受入れ国の国民所得を減少させ厚生を低下させることになるわけである。さらに、このマイナスの貿易制限効果は、他の事情が一定であれば、 t が小さくなればなるほど(つまり貿易が自由化されていけばいくほど)小さくなるということに注目されたい。 $t=0$ 、つまり自由貿易という極端な場合には効果2は消滅するわけである。

(iii) 外国人労働者受入れの効果3：非貿易財所得効果(マイナス)

現実的なパラメータ値の範囲内では P_3' が負であることを厳密なかたちで証明することができるので、効果3(非貿易財所得効果)は負の効果である。国民所得は三つの財の生産額 $(P_1Q_1 + (1+t)Q_2 + P_3Q_3)$ に関税収入を加えこれから外国人労働者に対する賃金支払い分を減じたものであるから、外国人労働者受入れによる非貿易財価格の低下は、非貿易財生産部門で働く国内労働者の所得減少というかたちを通じて国民所得にマイナスの影響を与え、厚生全体にもマイナスになるというわけである。いうまでもなく、非貿易財生産部門の存在を考慮しない従来の国際的生産要素移動理論のもとではこの非貿易財所得効果は無視されることになる。

(iv) 外国人労働者受入れの効果4：非貿易財価格効果(プラス)

P_3' は負であるから、効果4(非貿易財価格効果)は受入れ国の厚生に対してプラスになるものであ

る。ある意味では、効果4は効果3を別の観点から見たものに過ぎない。つまり、外国人労働者の受入れによって非貿易財の価格が低下することは、消費者にとっては同額の所得でもより多くの消費ができることになるから好ましいことである。外国人労働者を受け入れることによって、受入れ国の国民は、たとえば安価なメイドサービスや道路清掃を享受できるわけである。しかし、効果3と効果4を合わせたネットでの非貿易財効果は受入れ国にとってマイナスであることに留意されたい。このことの証明は非常に簡単である。つまり式(5)と式(23)から次の式(24)が得られる。

$$(24) \quad \text{効果3} + \text{効果4} = (B/Y)(Q_3P_3') - C_3P_3' \\ = \gamma P_3(B-1)P_3'$$

$B > 1$ 、 $P_3' < 0$ であるから、ネットでの非貿易財効果がマイナスであるのは明らかである。つまり、外国人労働者の受入れによって非貿易財の価格が低下した場合には、受入れ国の消費者が安価なメイドサービスや道路清掃を享受できる反面、メイドや道路清掃人などをして働いている受入れ国民の所得を減少させることになるわけであるが、マイナスの効果3のほうがプラスの効果4よりも大きく、ネットでの非貿易財効果がマイナスとなるわけである。

(v) 女性労働者活用の厚生効果(プラス)

上記のように外国人労働者受入れは受入れ国たる日本に対しプラス・マイナスさまざまな効果を与え、全体としての経済厚生に及ぼす効果がどうなるかは一概には言えない。特に、さまざまな関税障壁・非関税障壁が少なくないという現状にかんがみると宇沢効果が強く働き受入れがマイナスとなる可能性が強いものと思われる。

これに対し、女性労働者のいっそうの活用はわが国の経済厚生にどのようなインパクトを与えるのであろうか。上述の均衡条件を用いて(25)を厳密なかたちで証明することができる。

$$(25) \quad \partial U / \partial L > 0$$

日本人たる女性労働者の増加は L の増加で表すことができるから、(25)は女性労働者が増加すればわが国の経済的厚生は確実に上昇することを

示しており、外国人労働者受入れの効果がプラスかマイナスかが不明確なのとは対照的である。

つまり、少なくとも純経済学的にみた場合には、少子高齢化に伴って予想される労働力需給ギャップに対処する方策としてはいわゆる単純労働者も含めた外国人労働者の大量受入れよりも女性のいっそうの職場進出の推進のほうが望ましいといえるわけである。

IV 女性労働力活用の阻害要因

以上のように、少子高齢化に伴って予想される介護労働力などの需給ギャップを克服するためには女性の職場進出をいっそう進めていくことが重要であり、そのためにさまざまな阻害要因を取り除いていくことが重要である。また、女性の職場進出の阻害要因を除去することは、労働力需給ギャップ軽減という社会的メリットがあるばかりでなく、女性が働きたくても働けないという状況の改善であり女性自身の福祉増進のために必要であることは言うまでもない。そこで、本節では、結婚・出産育児による退職、男女間格差、メインストリームへの再参入の困難性という三つの要因を取り上げて若干の検討を行うことにする。

1 結婚・出産育児による退職

わが国の女性労働力率を年齢別にみると結婚・出産育児期の20歳台後半から30歳台前半にかけて大きく低下しその後また上昇するといういわゆるM字型カーブ現象はよく知られている。つまり結婚や出産により退職するケースが多いわけだが、こうしたM字型カーブは欧米主要国ではほとんど見られない。さらに、退職し非労働力化している女性に就業希望の有無を尋ねると条件を整えば働きにでたいとするものがほとんどで、こうしたいわゆる潜在的労働力率と現実の労働力率との乖離が大きいことが問題である。以下のべるように日本の雇用システムでは雇用の中断は大きなマイナスになるということにかんがみると、託児所の量質ともの充実などによりこうした結婚・出産育児により非労働力化を余儀なくされるという状況をなくすることがきわめて重要な課題と思わ

れる。

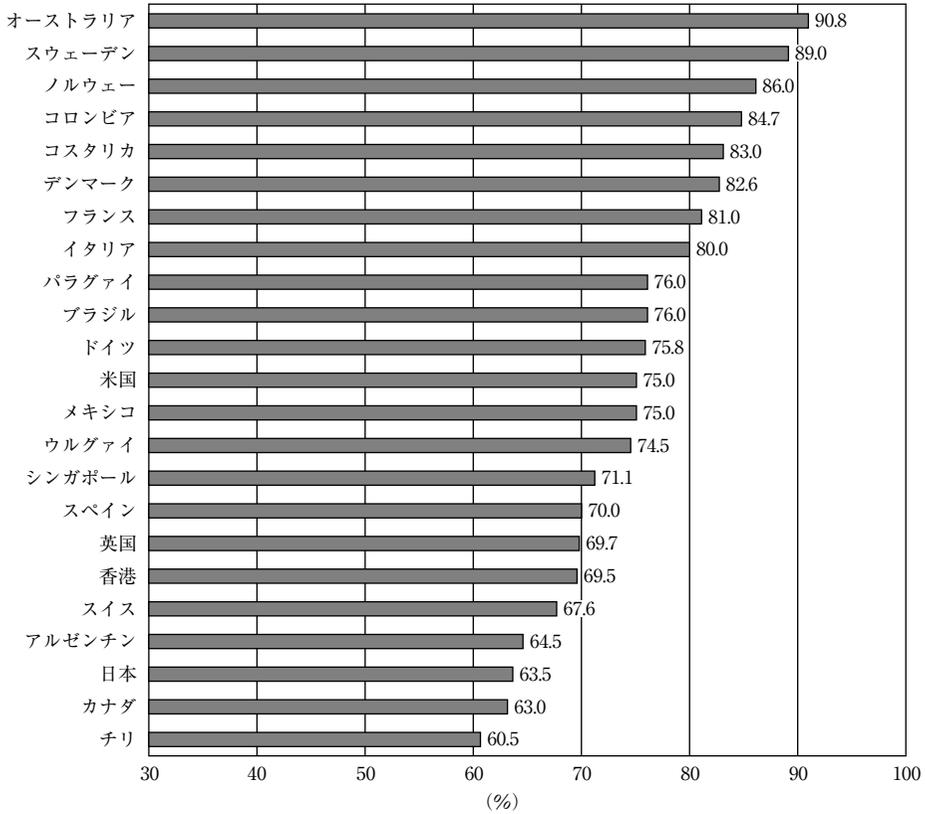
2 男女間格差

図1は男女間賃金格差の国際比較をまとめたものである。わが国では全体的な所得分配は非常に平等であるにもかかわらず、男女の賃金格差を見るとオーストラリア、スウェーデンなどの先進国だけでなく、コロンビア、ブラジルなどの開発途上国と比べても日本における男女間賃金格差が際立っているのがわかる。また、女性の管理職割合も欧米諸国に比較するとかなり低い。さらに、正社員ではなくパートタイム労働者として働く女性の割合は一貫して上昇しており、女性労働者の4割がパートタイムで働いている。しかも、パートタイム労働者と正社員との賃金格差は拡大傾向にある。こうした賃金や職階における男女格差を縮小させることは女性の活用にとって重要であろう。

3 メインストリームへの再参入の困難性

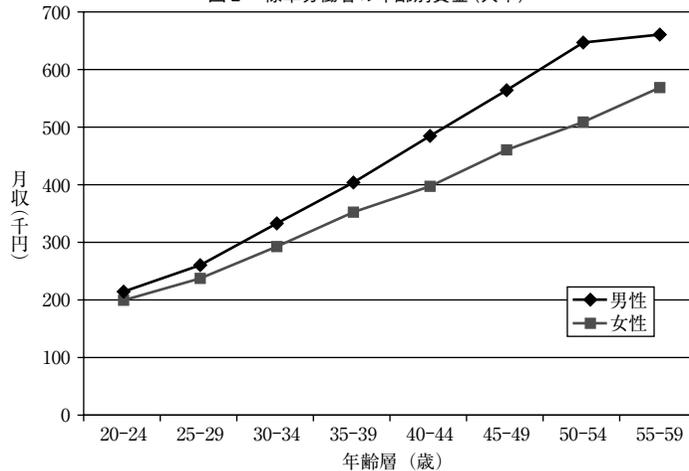
終身雇用、年功賃金など従来いわれてきた日本の雇用慣行は近年崩れつつあるが、依然として同一企業で働き続ける人とそうでない人の賃金格差は大きい。つまり、一度退職すると従来のコース（メインストリーム）に復帰することはきわめて困難なのである。図2は標準労働者の賃金を年齢別に見たものであるが、年齢とともに賃金が急上昇する様子がよく現れている（図では大卒のみの賃金カーブが示されているが短大卒や高卒についても同様な傾向がみられる）。同一企業に勤め続ける限り賃金が急上昇するのは男性でも女性でも同様である。しかし、男性でも女性でも退職するとこうした賃金上昇の恩恵には浴せなくなる。図3および図4にみるように、新規入職者の賃金をみると年齢に応じた上昇という傾向はほとんど見られなくなる。つまり、日本の社会ではいったん退職した労働者が再びメインストリームに復帰することは困難であり、女性が出産育児などで退職を余儀なくされていることが男女間の賃金や職階における格差の主因になっているものと思われる。

図1 男女間賃金格差の国際比較



出所：United Nations, ILO, Japanese Ministry of Labor.

図2 標準労働者の年齢別賃金(大卒)



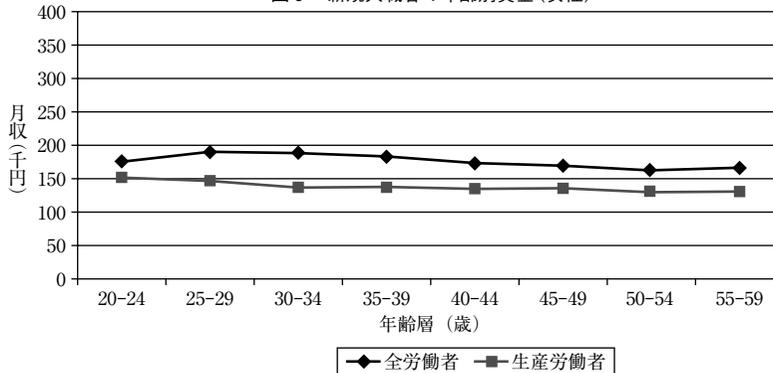
出所：厚生労働省。

V 結 語

以上、少子高齢化に伴って予想される労働力不足にどのように対処すべきかについて検討してき

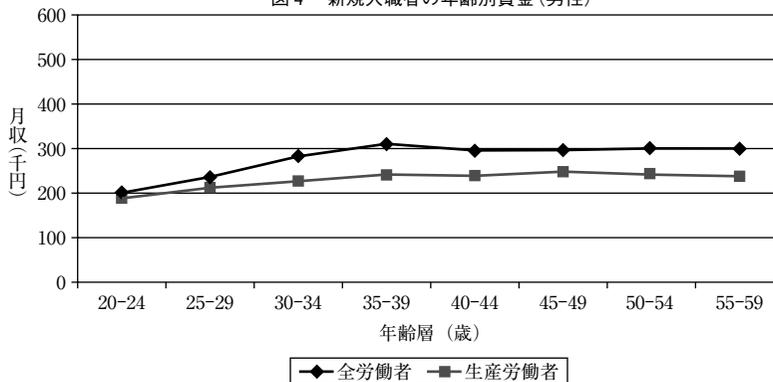
た。Ⅲでは、労働力需給ギャップへの対処策としてよく指摘される外国人労働者の受入れと女性労働の活用という二つの方策を取り上げ、その相対的メリットについてやや厳密な理論的分析を行った。そこで見られたように外国人労働者の受入れ

図3 新規入職者の年齢別賃金(女性)



出所：厚生労働省。

図4 新規入職者の年齢別賃金(男性)



出所：厚生労働省。

はさまざまな複合的インパクトをもたらし受入れ国の経済的厚生にとってプラスであるかマイナスであるかは一概には言えない(妥当なパラメータ値の場合はおそらくマイナス)が、女性労働の活用は確実にプラスのインパクトを与えるものであり、治安など社会的側面を別にして純粋に経済的厚生の観点からみても後者のほうが望ましいといえよう。続くIVでは、こうした女性労働の活用(女性の職場進出)を妨げている要因として、結婚・出産育児による退職、男女間格差、メインストリームへの再参入の困難性という三つの要因を取り上げて若干の検討を行った。そこで見たように、女性は出産育児などで退職を余儀なくされることが多く、日本の社会ではいったん退職した労働者が再びメインストリームに復帰することは困難である。したがって、出産育児のため退職を余儀なくされることがないようにするとともに、いったん退職した女性も低賃金のパートだけではなくメイ

ンストリームに復帰できるようなシステム、いわば「再チャレンジを許容する経済社会」の実現が女性労働者の福祉とともに将来予想される労働力需給ギャップの克服のためにもきわめて重要であろう。

参考文献

後藤純一(1990)『外国人労働の経済学——国際貿易論からのアプローチ』東洋経済新報社。
 後藤純一(1993)『外国人労働者と日本経済——マイグロノミクスのすすめ』有斐閣。
 後藤純一(2001)「高齢少子化と21世紀の労働力需給：出生率引き上げ策は有益か？」『日本労働研究雑誌』No.487。
 Brecher, R. and C. F. Diaz-Alejandro (1977), "Tariffs, Foreign Capital, and Immiserizing Growth", *Journal of International Economics*, Vol. 7, pp. 317-322.
 Uzawa, H. (1969), "Shihon Jiyuka to Kokumin Keizai", *Ekonomisuto*, Vol. 23, pp. 106-122.
 Goto, J. (1998), "The Impact of Migrant Workers on the Japanese Economy: Trickle vs. Flood," *Japan and the World Economy*, Vol. 10, pp. 63-83.

ごとう・じゅんいち 神戸大学経済経営研究所教授。最近の主な著作に「高齢少子化と21世紀の労働力需給：出生率引き上げ策は有益か？」(『日本労働研究雑誌』, No. 487) など。国際経済学・労働経済学専攻。

月刊 Business Labor Trend 10月号

研究員などによる解説に加え、独自の調査と取材をベースに、毎月の特集では、労働の現場で今、起こっていることの全体像を抽出。課題解決に向けた選択肢も提示します。

- 6月号 「長時間労働の影響」
- 7月号 「キャリア教育に求められるもの」
- 8月号 「職業能力開発はいま」
- 9月号 「NPOで働くということ」

毎月25日発行 A4変型判 50頁程度
定価 1部500円 (本体476円+税)
年間購読料 6,000円 (税込)

メールマガジン労働情報

行政、統計、判例、法令、労使、海外、イベントなど労働関係の情報を週2回無料で電子メールにてお届けします

お申込みは <http://db.jil.go.jp/mm/jmm.htm>

バックナンバーはこちら
<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/bn/index.html>

〈毎月掲載〉

海外労働トピックス 世界各国の労働情報トピックスを紹介
国内労働トピックス 労働行政、法律・制度改正、労使関係など
最近の労働統計 専門家が最近の変化や見通しを分析
連載インタビュー、エッセー「各地の学窓から」、私のこの一冊

〈先進諸国の動向〉米国／イギリス／ドイツ／イタリア

〈事例報告〉在宅・SOHOワークの現場レポート

諏訪康雄・法政大学大学院政策科学研究科教授

〈インタビュー〉在宅就業と障害者雇用

田原孝明・研究調整部研究調整課長

〈論文〉在宅ワーカーの保護の在り方に関する一考察

堀越久代・フリーリサーチャー／山口智子・ホームオフィスナビ
談話室リーダー／神谷隆之・主任研究員／亀山直幸・跡見学園女子大学マネジメント学部教授(司会)

〈座談会〉在宅ワークの過去・現在、そして未来は？

神谷隆之・主任研究員
就業継続の条件

〈総合解説〉在宅・SOHOワークによる女性の

特集
在宅・SOHOワークという働き方
—— 現状・課題・行方

◆ご購入のお申込みは

労働政策研究・研修機構 広報部成果普及課

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4丁目8番23号
Tel. 03 (5903) 6265 Fax. 03 (5903) 6155